

報告第25号

債権放棄の報告について

桑名市債権管理条例（令和3年桑名市条例第10号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり市の私債権等を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

令和6年度 桑名市債権管理条例第14条第1項の規定による債権放棄に関する調書(私債権等)

(単位：人及び円)

債権名 (課・室名)	第1号 (時効)						第2号 (破産)		第3号 (限定承認相続)		第4号 (強制執行後無 資力)		第5号 (徴収停止後期 間経過)		第6号 (生活保護又は 無資力)		第7号 (行方不明)		第8号 (債権不存在)		第9号 (免除要件に該 当)		合計			
	件数	金額	無財 産	相続	生活 困窮	所在 不明	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
			件数	件数	件数	件数																				
水道料金 (営業課)	222	1,086,160	3	13	72	134																			222	1,086,160
住宅新築資金等 貸付金 (人権政策課)	0						2	10,541,852																	2	10,541,852
福祉資金貸付金 (人権政策課)	0						1	991,270																	1	991,270
	0																								0	0
	0																								0	0
	0																								0	0
	0																								0	0
	0																								0	0
	0																								0	0
合計	222	1,086,160	3	13	72	134	3	11,533,122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	225	12,619,282	

※1 令和6年度における債権放棄に関する件数及び金額の調べである。

※2 債権放棄金額は、元本分(貸付金については利子を含む)のみの額であり、延滞金、加算金等は含まない。